調査を行う者の名称及び調査区域

宮城県知事

村

井

嘉

浩

名

称

調

査

区

域

○道路の区域変更

発

城

(総務部私学文書課)

宮城県仙台市青葉区

本町三丁目8番1号

電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

宮

行

県

目 次

告 示

○地籍調査事業計画の策定

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく

漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正

○家畜伝染病の発生

県営土地改良事業の工事の完了

公

政 府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

○宮城県告示第四百九十八号

告

示

国土調査法

(昭和二十六年法律第百八十号)

第六条の三第二項の規定により、

平成二十五年度地籍

||査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十五年六月四日

宮

告

契

約

課

Ŧī.

部を次のように改正し、

平成二

二十五年六月四日から施行する。

道

農村振興課

路 課 Ŧī.

産 四

課 四

畜

(農林水産経営支援課)

地域復興支援課

調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十九号

平成十九年宮城県告示第三百十八号 (漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)

0)

平成二 一十五年六月四日

七

法第百四条第

一号に掲げる漁業の表中

宮城県知事 村

井 嘉 浩

気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 の唐桑支所の地区) |X|英 3 2 2 3 総トン数20トン未満の漁船 ?に掲げる漁業並びに棒受網 りとする漁業以外の漁業 小型定置漁業 総これと 続下ン数20トンしていれたと ン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をを目的とする漁業 |X|未満の漁船により船びることを目的とする漁 にを より行うで使用してご が発掘 漁さ 分 業んでま 又はすくい網を RYS m3 1100 \sim 及老

柴田町 気仙沼· 川崎町 白石市 石巻市 大崎市 大字小野字出森山等一大字小野字黒森山等一大字小野字黒森山等三大字を開から 小下倉等四十一単位区域大平森合字熱山等六単位区域大平森合字為田前等四十五単位区域大平中目字灰場等八単位区域大平中目字灰明等 本吉町 開北 船迫字弁天等四単位区域 古川清滝字向山等四単位区域古川清滝字逆沢等二単位区域 丁目等四単位区域 上川内の 部等一 一単位区域 (座標変換及び検証測量

	5. 大型定置漁業		4. 小型定置漁業
気仙沼市区域 (宮城県漁業協回組合	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	· 招談 市場区 基準 基準	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又は 用していさだをとることを目的とする漁業
	2. 小型定置漁業	の大谷本古支所の地区のうち本吉出張所の区域)	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用しることを目的とする漁業
	3. 大型定置漁業		3.総トン数20トン未満の漁船により行う漁業2に掲げる漁業並びに権受網を使用してさん
仙沼市区域 宮城県漁業協同 宮が沢田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業		つりる無米ガントン無人型定置漁業
が 対 対 対 が 対 が 対 が 対 対 区 の 対 対 対 対	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	字(注) 字(注) 字(注) 字(注) 字(注) 字(注)	-
	3. 小型定置漁業	の地区及び呂城県漁業 協同組合の大谷本吉支 所の地区)	
仙沼市区域 宮城県漁業協同	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	南三陸町区域(宮城県漁業協同組合	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又は 用していさだをとることを目的とする漁業
り東	2. 小型定置漁業	歌津文所の	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用ることを目的とする漁業
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業		3.総トン数20トン未満の漁船により行う漁業2に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
階上の区域	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする 漁業以外の漁業		小型定置漁業
	3. 小型定置漁業		5. 大型定置漁業
気仙沼市区域 (気仙沼漁業協同組合	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業	南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網用していさだをとることを目的とする漁業
	2. 小型定置漁業	争川又为	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用しることを目的とする漁業
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 (宮城県漁業協同組合 の唐桑支所、気仙沼漁 巻校同組合ひででは	1. 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業		3.総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさん 的とする漁業以外の漁業
来師門電口及びX間信遠洋漁業協同組合の地区)			4. 小型定置漁業
÷	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業		5. 大型定置漁業
の人合本市区別の地区のうち本吉出張所以外の区域)	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をと ることを目的とする漁業	気仙沼市,南三陸町区域	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用とることを目的とする漁業
	3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び 2に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目 的とする漁業以外の漁業	(百 吸浜風米 西円電日) の唐桑支所,気仙沼地	

石卷市区域 (宮城県漁業協同組合 の北下町十三宗寺所					石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の雄勝町雄勝湾支所の				の雄勝川 東部支所の地 区)	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合		の刊名四叉所の地区)	石卷市区域 (宮城県漁業協同組合		 	石卷市区域 (宮城県漁業協同組合	区支所,大谷本吉支所, 歌津支所及び志津川支 所の地区)
1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業	4. 大型定置漁業	3. 小型定置漁業	漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とす 外の漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的		4. 大型定置漁業	型定置漁	船びき網又はすくい網を使用しる漁業及び敷網を使用して小女 る漁業及び敷網を使用して小女 以外の漁業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業	3. 小型定置漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業、権受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業以外の漁業	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	3. 小型定置漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業、権受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
_		TI XBIOL	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合				X)2 < \ J	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の繁選ま正の地区)) (石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の祭練寺所及が計額寺			石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の前網支所の地区)			石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の客藤寺所の地区)	河北町 之所、 雄勝町 東部 支所及び雄勝町 雄勝 湾支所の地区)
3. 小型定置漁業	米田	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とす 漁業10点の漁業	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんま とることを目的とする漁業	5. 小型定置漁業	4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1か3に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目とする漁業以外の漁業	3. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子を ることを目的とする漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を 用していさだをとることを目的とする漁業	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまとることを目的とする漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子を ることを目的とする漁業	 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を 用していさだをとることを目的とする漁業 	3. 小型定置漁業	2.総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1にげる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする業、船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目をする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とす漁業以外の漁業	1. と恋	3. 小型定置漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1にげる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする業、船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目をする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とす。漁業以外の漁業	1.総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまとることを目的とする漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をることを目的とする漁業

4. 小型定置漁業 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 1. 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲漁業以外の漁業 2. 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲漁業以外の漁業 2. 総トン数10トン未満の漁船により特受網を使用してさんまをしることを目的とする漁業 1. 総トン数10トン未満の漁船により特受網を使用してさんまをしることを目的とする漁業 1. 総トン数10トン未満の漁船により特受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 3. 小型定置漁業 1. 総トン数10トン未満の漁船により特受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 3. 小型定置漁業 1. 総トン数20トン未満の漁船により報受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 3. 他はまり数20トン未満の漁船により報びき網又はすくい網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により粉がき網又はすくい網を使用しているだをとることを目的とする漁業 5. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から4に掲げる漁業以外の漁業 6. 小型定置漁業 1. 大型定置漁業 1. 大型定置漁業 1. 大型定置漁業	女川町区域 (宮城県漁業協同組合	女川町区域 (宮城県漁業協同組合 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所の地区の うち竹浦の区域)						女川町区域 (宮城県漁業協同組合 のケ川町寺所の事で)			石卷市区域 (渡波漁船漁業協同組 合の事区)		ځ	石巻市区域 (石巻市漁業協同組合 の 4万円		工任 45 人/21 > 2 4	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻湾寺所の州区)		
	•		. 小型	総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1か こ掲げる漁業以外の漁業	総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子を ことを目的とする漁業	. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を用していさだをとることを目的とする漁業	. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用てさんまをとることを目的とする漁業	. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまとることを目的とする漁業		2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に げる漁業以外の漁業	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまとることを目的とする漁業	. 小型	. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とす 漁業以外の漁業	. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんま とることを目的とする漁業	•	. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とす 漁業以外の漁業	総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんま とることを目的とする漁業	大型	ク型
		東松島市区 (宮城県海 の鳴瀬支所		の矢本支	東 京 京 京 京 京 京 京 に 京 京 に の 市 に に に に に に に に に に に に に に に に に	、の区域自女大同な利用所が、	石巻市及	84万钟/ 《鹿卷区 ·漂语、"崇德"	/ 晶卷区 : 女 市 女 : 所 東 宗 : 略	5支支专 /所所所	(の河郊の北北北京の川町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	力格市区	(グ) のう(域) である。 (型) はままり はままま はままま (単) できまま (単) できまま (単) できまま (単) できまま (単) できまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	サージの対当	女川町四大屋の大田東海には、大田東田東田東田東田東田東田東田東田東田東田東田東田東田東田東田東田東田東田東	が、 に留りので に対して に関いまで、 必能する。	タン スタ 三世	女三四大国の東京を対して、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には	うた 樹 ケ!

東松島市区域 (宮城県漁業協同組合 の鳴瀬支所の地区) -		Ę	東松島市区域 (宮城県漁業協同組合 の年末寺所の事で)	石巻市及び女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所、石巻地 の支所及び石巻市漁業 協同組合の地区)	旧、 田、 田、 田、 田、 田、 田、 田、 田、 田、 田	女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所の地区の うち出島及び寺間の区 域)	女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所の地区の うち江島の区域)	女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所の地区の うち嫁浜の区域)	女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所の地区の うち横浦の区域)	の外川馬及野の掲図のうち樹ケ扇の図域)
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業	3. 小型定置漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業	 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 	1. 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	1. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	1. 大型定置漁業	1. 大型定置漁業	1. 大型定置漁業	1. 大型定置漁業	

3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び 2に掲げる漁業並びに敷網を使用して小女子をとることを目的		2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲 げる漁業以外の漁業	
2. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して行う漁業	花渕浜の区	合 とることを目的とする漁業	(宮城県漁業協同組の塩釜市第一支所の
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを組合 とることを目的とする漁業	七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同 の七ヶ浜支所の地	小型定置漁業 	±100
3. 小型定置漁業		げる漁業以外の漁業	
2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業	[X]	総トン数10トンめにとを目的と	塩釜市区域 (宮城県漁業協同組 の塩釜市浦戸支所の 区)
図盤 1. ※ 	七ヶ浜町区域 (宮城県漁業路同) の七ヶ浜支所の地	珠	
3. 小型定置漁業		4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から3に掲げる漁業以外の漁業	
. 或) 2. 添 / 2010 / 2. ※ (2000) (1 にも) (1) (1) (2) (3) (3) (3) (4) (5)	で代を唇形の	3. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺網を使用して行う漁業であって、2に掲げる漁業以外の漁業	
1. 郷トン数10トン末浦の油船により降受網を使用してさんま 組合 とることを目的とする漁業 図の 6 冬1、寒201、井油の送船により作う洗売した / 11	たヶ浜国区域 (回城県三区域) (回城県海洋海路回) たみ浜洋洋海回	N2	強後中浦 戸 果設 地区)
型定置漁業		1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを 組合 とることを目的とする漁業	塩釜市区域 (宮城県漁業協同組
X 4 6 6 6 6 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		3. 小型定置漁業	
区の 2. 総トン ジェス語事	支兵	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業	
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを 1組合 とることを目的とする漁業	ヶ浜町区域 宮城県漁業協	・ 橋下ノ数10下ノ米浦の揺船により解及橋を使用しているまとめいとを目的とする漁業	代馬門区域 (宮城県漁業協同組 の松島支所の地区)
3. 小型定置漁業		・ 小型定置漁業 (****) ここ、土油(米和)にではる60~年日)(ソンナ	TL
20. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業	うち要害の区域)	(2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1 に掲げる漁業以外の漁業	
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを 同組合 とることを目的とする漁業	ヶ浜町区域 宮城県漁業協 協業法式また	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業	東松島市区域 (宮城県漁業協同組合 の合言無数主託の地区)
3. 小型定置漁業		3. 小型定置漁業	
2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲 げる漁業以外の漁業	N B C	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1 に掲 げる漁業以外の漁業	E X 2 3
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを 同組合 とることを目的とする漁業	描绘市区域 (描绘市漁業協同	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業	東松島市区域(宮城県漁業協同組)(宮城県漁業協同組
3. 小型定置漁業		3. 小型定置漁業	

() - ()	4. 小型定置漁業 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさん (域) 2. 総トン数20トン未満の漁船により有う漁業であって、1 2に掲げる漁業に乗り行う漁業の漁船により行う漁業であって、1 2に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 4. 小型定置漁業 以外の漁業 以外の漁業 第10回 1. 総トン数20トン未満の漁船により存う漁業であって、1 ※ 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2) 平成25年	E6月4	4日 :	人曜日	<u> </u>		宮	城	県	= :	公	報					į	第2462	号
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・総計ン数10トン未満の漁船により棒受額を使用してさんまを とることを目的とする漁業 ・総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 ・総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び とする漁業以外の漁業 ・小型定置漁業 ・・参ことを目的とする漁業 ※以外の漁業 ・・参にとを目的とする漁業 ※以外の漁業 ・・参にとを目的とする漁業 ・・・参にを目的とする漁業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ヶ浜町及び名取市 宮城県漁業協同組 七ヶ浜町支所及び 支所の地区)			石水県で級 (宮城県漁業協同組合 の閖上支所の地区)	(中区市)		海辺河海区河流		宮城県漁業協同組 七ヶ浜支所及び塩 区機船漁業協同組	釜市及び七ヶ浜町		ち松ヶ浜湊浜の区	ヶ浜町区域 宮城県漁業協同線 七ヶ浜支所の掲				日城深温米郡回館七ヶ浜支所の地区七ヶ浜支所の地区七ヶ浜支所の地区ち菖蒲田浜の区域	ケ浜 門 区 域 ・	
	日 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四	橋下ン祭20下ン米河の通船により敷船を使用して12女士をことを目的とする漁業	. 小型定置漁業 (************************************	・ た	、	・ 小型定置漁業 ※トン数10トン夫法の海釣により 株の網を伸用してよんま	げる漁業以外の漁業	とることを目的とする漁業 とることを目的とする漁業 (あって、1に、総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に	、総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんま		. 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を してさんまをとることを目的とする漁業	. 小型定置漁	. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1にげる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする業以外の漁業	総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまることを目的とする漁業	小型定置漁業	2に掲げる漁業並びに敷網を使用して小女子をとることを目とする漁業以外の漁業	・総トン数20トン未満の漁船により行う漁業にあって、1及	てるしてを目的でする漁業により刺網を使用して行う漁・総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して行う漁	・主人を証べ、	<u>-</u>

石巻市,女川町,塩釜 市及び名取市区域	石巻市、女川町、東松島市及び塩釜市区域 (宮城県沖合底びき網 漁業協同組合の地区)			T					1				OHJLX71で3個A)	山元町区域 (宮城県漁業協同組合		T		回理町区域 (宮城県漁業協同組合
1. 総トン数10トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁 業	1. 総トン数50トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業	13. 小型定置漁業	12. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から 11に掲げる漁業以外の漁業	11. 総トン数20トン未満の漁船によりどう又は籠を使用してたこをとることを目的とする漁業	10. 総トン数20トン未満の漁船によりどうを使用してあなごをとることを目的とする漁業	9. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してうばがいをとることを目的とする漁業	8. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してこだまがいをとることを目的とする漁業	7. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してあかがいをとることを目的とする漁業	6. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	5. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業	4. 総トン数20トン未満の漁船により刺網又は籠を使用してかに をとることを目的とする漁業	3. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してしゃこをとることを目的とする漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してかれいをと ることを目的とする漁業	 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 	4. 小型定置漁業	 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び 2に掲げる漁業以外の漁業 	 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 	1、続下ン数10下ン米道の磁整により王として展びる趙を使用して行う演業

至2462号	1 /24/20	年6月] 4 []	火曜日	1	'呂'	- 坂		1		報						(8
区の95公社の区域) 気仙沼市区域 気仙沼市区域 気動楽協同組合	気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 の気仙沼地区支所の地 アのシャボデのです)			区のうち鹿折の区域)	気仙沿市区域 (宮城県漁業協同組合 の雪仙辺書区支張の書		区のうち大島の区域)	気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 の気仙沼地区支所の地					(気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 (唐承士丞の地区)	区域		《日坂宗江神武又嗣紀 業協同組合の地区)
2. 小型定置漁業 1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網叉はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業	1. 総トンを使用し	4. 小型定置漁業	3. 橋下ノ鉄20下ノ末河の温船により行う温楽であって、1及び20に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	2. 続トン数20トン未譜の漁船により釣りによっていかをとるとを目的とする漁業。 ダイン巻の1 シキ語の流動が1・1 にだい治薬にも、アーコに	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網叉はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業	3. 大型定置漁業	2. 小型定置漁業	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	6. 大型定置漁業	5. 小型定置漁業	4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から 3に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目 的とする漁業以外の漁業	3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をと ることを目的とする漁業	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき縄又はすくい縄を使用していさだをとることを目的とする漁業	X H	3. 橋下ン数20下ン以上20下ン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業	2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底 して行う漁業
南二陸町区域 (宮城県漁業協) の歌津支所の地	の地の及の日のの日のの日の別の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日	気仙沼市区域 (気仙沼漁業			一 多	気仙沼市区域 (宮城県漁業協 の十次末主寺品			の文が木吉出現の区域)	気仙沿市区域 (宮城県漁業版 の大谷本吉支原	来	気 (対) 対) 対 (対) 対 (対) 対 対 対 対 対 対 対		気仙沼市区域 (気仙沼漁業t の地区)			図のうち騒上の
河	录本 由 大 大	之 (協同組合 第一組合			場所の区	画			原以外	を を を を の を の を の を の の の の の の の の の の の の の	組合の場	(第 回 組 (所 一 沿 流 治 流 治 治 流 治 治 治 治 治 治 治 治 治 治 治 治 治		協同組合			の対域)

の河北町支所の地区	花成25 石卷市区域 (四基県漁業協同館合		月4日 火田	唐 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [石巻市区域 (宮城県漁業協同組合のサト町十二元寺市の	ジラボーグ、William を	気仙沼市,南三陸町区 域 (宮城県漁業協同組合 の事奏寺店 第台辺幸						南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の土津田寺成の北区)			第2462	
2. 総トン げる漁業	1.総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業	4. 小型定置漁業	3.総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業	2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用しているまをとることを目的とする漁業	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業	6. 大型定置漁業	5. 小型定置漁業	4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から3に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をと ることを目的とする漁業	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業	6. 大型定置漁業	5. 小型定置漁業	4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から3に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業	3、然トン数20トン未満の無船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
_			石巻市区域 (宮城県漁業協 の寄機支所の地	河北町支外, 雄 部支所及び雄勝 湾支所の地区)	石巻市区域(宮城県漁業はで、10年上門上門)				(百城県漁業協の維勝町雄勝湾 地区)	計 区 英				X)	石巻市区域 (宮城県漁業協の) 建勝町東部支		

		石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の客羅寺所の事区)	河北町支所、雄勝町東 部支所及び雄勝町雄勝 湾支所の地区)	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の北上町十三浜支所,			岩区)	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の雑牒町推牒湾まぶの				X)	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の維藤町東郊寺所の州		
3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業	 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業 	4. 大型定置漁業	3. 小型定置漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業	 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 	5. 大型定置漁業	4. 小型定置漁業	3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 	3. 小型定置漁業	業,船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業

4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1 3に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとること 的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用していさだを ことを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとること	 未満の漁船により船びき網又はすくい網を使 こることを目的とする漁業	2. 総トン数20トン末泊 用していさだをとるこ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをと とを目的とする漁業	満の漁船により棒受網を使用してさんまを る漁業	1. 総トン数10トン未済 とることを目的とする	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の治派寺駅の地区)
2. 総トン数20トン未満の漁船によりどうを使用してあなご ることを目的とする漁業	<u> </u>	3. 小型定置漁業	
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさん 協同組合 とることを目的とする漁業	満の漁船により行う漁業であって、1に掲 を使用してさんまをとることを目的とする (宮城県漁業の実活す席の)	2. 総トン数20トン未満 げる漁業及び棒受網を 漁業以外の漁業]
5. 大型定置漁業	満の漁船により棒受網を使用してさんまを る漁業	1. 総トン数10トン未済 とることを目的とする	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の谷川支所の地区)
4. 小型定置漁業		6. 小型定置漁業	
3、総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、12に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目する漁業、船びき網又はすくい網を使用していさだをとるを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとることをとする漁業以外の漁業	満の漁船により行う漁業であって、1から 廃受網を使用してさんまをとることを目的 業	総トン数20ト に掲げる漁業 する漁業以外	
・総トン数20トン未満の漁船により釣りによってい とを目的とする漁業	満の漁船により釣りによっていかをとるこ	4. 総トン数20トン未満 とを目的とする漁業	
であって外のでする。	満の漁船により敷網を使用して小女子をと 「宮崎川区域 (宮崎県漁業 漁業 の網地島支所	3. 総トン数20トン未満 ることを目的とする漁	
・大型定置漁業 紫い 大型定置漁業 かんかい・い はみぬる (中日) アメンジャン がしいがら かんかい アンドル かんがん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんか	の漁船により船びき網叉はすくい網を使 とを目的とする漁業 アギエア	2. 総トン数20トン未満 用していさだをとるこ	Ž E
小型定置漁	満の漁船により棒受網を使用してさんまを る漁業	1. 総トン数10トン未満 とることを目的とする;	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の製油主張の地区)
外の漁業	満の漁船により敷網を使用して小女子をと 漁業	2. 総トン数20トン未活 ることを目的とする?	多人了及 C El el el
※トン数20トン未満 ※トン数20トン未満	満の漁船により船びき網又はすくい網を使 ことを目的とする漁業	1. 総トン数20トン未済用しているだをとる。	石卷市区域 (宮城県漁業協同組合 の安礫士配で78首編士
2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをと とを目的とする漁業	()	4. 小型定置漁業	
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさん 同組合の とることを目的とする漁業	当金 医治 フィンダーぶっしい こ	する漁業以外の	
小型定置漁業	・未満の漁船により行う漁業であって、1及び 権受額を使用しておんまをとめことを目的と 親又はすくい網を使用しておんさなことを目的と では、日本のでは、日本	3. 総トン数20トン末i 2に掲げる漁業、棒i する漁業、船びき網i カロのトナス海要な	
5. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1 4に掲げる漁業及び榛受網を使用してさんまをとることを とする漁業以外の漁業	魚船により	. 総トン数20トンとを目的とする漁	
4. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをと とを目的とする漁業	満の漁船により棒受網を使用してさんまを る漁業	1. 総トン数10トン未満 とることを目的とする;	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の部鑑寺県の中で)
3・橋下ノ炎20下ノ大側の底部でより数据を民任して4分子の11分子の11分子の海楽		4. 小型定置漁業	

.0	の女三馬女児の岩区の 心た値ケ福の区域)	/未満の漁船により棒受網を使用してさんまを	1. 総トン数10トン未満の流	石巻市区域
1. 大型定置漁業	女川町区域 (宮城県漁業協同組1		5. 大型定置漁業	
9 1	(呂城県漁業協同組合の女川町支所の地区の方川町支所の地区のうち竹浦の区域)		4. 小型定置漁業	
7. 小型定置漁業 1. 大型定置漁業	女三 四 英	無船により行う漁業であって、1及び 受網を使用してさんまをとることを目	3. 総トン数20トン未満の漁船い 2に掲げる漁業並びに棒受網を 的とする漁業以外の漁業	
6. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、 5 に掲げる漁業以外の漁業		魚船により敷網を使用して小女子をと	 総トン数20トン未満の漁船に ることを目的とする漁業 	9.石疮周区这件9.周区)
5.総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかを とを目的とする漁業		漁船により棒受網を使用してさんまを (業	 総トン数10トン未満の流 とることを目的とする漁業 	石卷市区域 (宮城県漁業協同組合
4. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をることを目的とする漁業			10. 小型定置漁業	
3. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい 用していさだをとることを目的とする漁業		船により行う漁業であって、1からを使用しておんまをとることを目的	9. 総トン数20トン未満の漁 8に掲げる漁業及び棒受網 とする漁業以外の漁業	
2.総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を てさんまをとることを目的とする漁業		4 60 7	8. 総トン数20トン未満の漁船に 業	
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさ に合 とることを目的とする漁業	女三町区域 (宮城県漁業協同組合) 大三町土成の地口	より船びき網を使用して行う	. 総トン数20トン 業	
4. 小型定置漁業		魚船により底びき網を使用して行う漁	6. 総トン数20トン未満の漁船に 業	
3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、 2に掲げる漁業以外の漁業		より釣りによっていかをとる	5. 総トン数20トン未満の漁船に。 とを目的とする漁業	
2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかを とを目的とする漁業		魚船により刺網を使用して行う漁業	4. 総トン数20トン未満の漁船に	
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさる とることを目的とする漁業	石卷市区域 (渡波漁船漁業協同組	トン未満の漁船によりランプ網を使用 目的とする漁業	3. 総トン数10トン以上20ト して小女子をとることをF	
3. 小型定置漁業		漁船によりランプ網を使用して小女子 漁業	2. 総トン数10トン未満の流をとることを目的とする流	X)
2.総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、 げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的 漁業以外の漁業		漁船により棒受網を使用してさんまを (業	1. 総トン数10トン未満の花 とることを目的とする漁業	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻市東部支所の地
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさ 合 とることを目的とする漁業	石巻市区域 (石巻市漁業協同組合 の地区)	漁船により敷網を使用して小女子をと :	 総トン数20トン未満の流ることを目的とする漁業 	別の地区の (区)
3. 小型定置漁業		の漁船により船びき網又はすくい網を使 とを目的とする漁業	1. 総トン数20トン未満の流用していさだをとることを	石卷市区域 (宮城県漁業協同組合) 網城県土までバまぶ
たまを たる い た を			5. 小型定置漁業	
2: 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって	の石巻湾支所の地区)		的とする漁業以外の漁業	

女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所の地区の うち横浦の区域)	1. 大型定置漁業
女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所の地区の うち塚浜の区域)	1. 大型定置漁業
女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所の地区の うち江島の区域)	1. 大型定置漁業
女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所の地区の うち出島及び寺間の区 域)	1. 大型定置漁業
格を石 (合体) (合体) (合体) (合体) (合体) (合本) (合本) (合本) (合本) (有人) (1. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
石巻市及び女川町区域(宮城県漁業協同組合の女川町支所、石巻地の支所及び石巻市漁業協同組合の地区)	1. 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
東松島市区域 (宮城県漁業協同組合 た本本派の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業
の大学文別の地区)	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3. 小型定置漁業
東松島市区域(宮城県漁業協同組合)。	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
の弱策及所の地区)	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3. 小型定置漁業

小型定置漁業	
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網合 とることを目的とする漁業 也 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁	塩釜市区域 (宮城県漁業協同組合 の塩釜市第一支所の地 区)
3. 小型定置漁業	
** 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う げる漁業以外の漁業	区)
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網合 とることを目的とする漁業	塩釜市区域 (宮城県漁業協同組合 の梅冬末浦戸末ボの地
5. 小型定置漁業	
4. 総トン数20トン未満の漁船により行う 3に掲げる漁業以外の漁業	
3. 総トン数20トン未満の漁船により主とう漁業であって、2に掲げる漁業以外の	
2. 総トン数20トン未満の漁船により主と 魚をとることを目的とする漁業	の海区)の地区)
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網合 とることを目的とする漁業	塩釜市区域 (宮城県漁業協同組合 の佐≪市浦戸市郷寺部
3. 小型定置漁業	
2. 総トン数20トン未満の漁船により行う げる漁業以外の漁業	20元亩 X21、23亩区)
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受 とることを目的とする漁業	松島町区域 (宮城県漁業協同組合 の松島寺底の場で)
3. 小型定置漁業	
2. 総トン数20トン未満の漁船により行う げる漁業以外の漁業	
1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受 とることを目的とする漁業	東松島市区域(宮城県漁業協同組合)
3. 小型定置漁業	
2. 総トン数20トン未満の漁船により行う げる漁業以外の漁業	
1.総トン数10トン未満の漁船により棒受網合とることを目的とする漁業	東於馬市区域 (宮城県漁業協同組合 の守口世界の幸(7)

2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1 に掲 1. 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、1 に掲 1. 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、1 に掲 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1 に掲 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1 に掲 2. 総トン数20トン未満の漁船により特受網を使用してさんまを (官域県漁業協同組合 (官域県漁業協同組合 (自域・2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 一 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に 2 「する漁業以外の漁業 3 ・ 小型定置漁業 1 ・ 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、1に 1 がる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 2 の 2 ・ 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、1に 2 ・ 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、1に 2 ・ 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、1に 2 ・ 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、1に 2 ・ 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に 2 ・ 2 ・ 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、1に 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 3 ・ 3 ・
- 個別 19 日本 19 日本 19 日本 19 日本 19 19 19 19 19 19 19 1	

石巻市, 女川町, 塩釜 市及び名取市区域	石巻市、女川町、東校 島市及び塩釜市区域 (宮城県沖合成でき網 漁業協同組合の地区)												O HOLKEY (VIEW)	山元町区域 (宮城県漁業協同組合			シ 戸(王) 人/ハマシの[2]/	回理町区域(宮城県漁業協同組合)の日曜寺市の帯区)
1. 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して行う漁業	1. 総トン数50トン以上100トン未満の漁船により底でき網を使用して行う漁業	13. 小型定置漁業	12. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から11に掲げる漁業以外の漁業	11. 総トン数20トン未満の漁船によりどう又は籠を使用してたこをとることを目的とする漁業	10. 総トン数20トン未満の漁船によりどうを使用してあなごをと ることを目的とする漁業	9. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してうばが いをとることを目的とする漁業	8. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してこだまがいをとることを目的とする漁業	7. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してあかが いをとることを目的とする漁業	6. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	5. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業	4. 総トン数20トン未満の漁船により刺網又は籠を使用してかに をとることを目的とする漁業	3. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してしゃこをとることを目的とする漁業	2. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してかれいをと ることを目的とする漁業	 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 	4. 小型定置漁業	3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び 2に掲げる漁業以外の漁業	2. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業	1. 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用し て行う漁業

(宮城県近海底曳網漁 業協同組合の地区)

2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業

3. 総トン数20トン以上50トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業

改める。

○宮城県告示第五百号

畜伝染病が発生した旨の届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家

平成二十五年六月四日

家畜伝染病の種類

宮城県知事

村

井

嘉

浩

ヨーネ病

 \equiv 畜種

 \equiv

牛 (黒毛和種)

患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

発生の場所又は区域

四

Ŧī. 発生年月日 登米市

平成二十五年五月二十三日

患畜の取扱い

六

法令殺

○宮城県告示第五百一号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十

五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

江	
合川右岸	地 区 名
かんがい排水事業	事業の名称
平成二十五年四月三十日	工事完了年月日
三十日	月

○宮城県告示第五百二号

変更したので告示する。 その関係図面は、平成二十五年六月四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

土木事務所において一般の縦覧に供する

平成二十五年六月四日

路線 道路の種類 名 県道 馬場只越線

> 宮城県知事 村 井 嘉

> > 浩

道路の区域

に 寸屋多田 F起 ブ省区 均分 100で	有著 医丁二烷二	山呂村野桑丁ユ鬼ニー)番ニル	変更の区間
B &	É A	前 A	前変更の
一四・三〜三六・三	五 八〇 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	五 · 八〇 · 〈 八	(メートル)敷地の幅員
八六〇・〇いう。	七八三・〇	七八三・〇	(メートル)敷地の延長
- いう。 - 男封の区分を	ひ 表 艮	るは、関系図上記A及び	備考

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 次のとおり一般競争入札に付す

宮

平成二十五年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

入札に付する事項

- 式 調達案件及び数量 宮城県工事管理システム機器設備等提供、導入・設定作業及び保守業務
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 契約締結の日から平成三十年十二月三十一日
- 宮城県行政庁舎内ほか
- 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

- 2 に物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時まで
- 3 定による廃止前の和議法 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規 (大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の

申立てをしていない者であること

- なされなかった者とみなす。 の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
- 5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、 生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお
- 措置を受けている期間中の者でないこと 公告の日から落札決定の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の
- れにも該当しない者であること 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行) 別表各号に規定する次のいず
- 為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
- 営に事実上参加していると認められるとき 事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 第二条第六号に規定する暴力団員 による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店 (以下「暴力団員」という。) である場合又は暴力団員が経
- わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 自社、 自己若しくは第三者の不正な利益を図 以 下 「暴力団関係 。 以 下

者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき

- 又は関与していると認められるとき 等に対して、資金等を提供し、 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 暴力団、 暴力団員若しくは暴力団関係者 以
- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- (<u>Fi</u>.) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
- 入札時において、次に掲げる認証制度のいずれかを取得していること。

引したり、又は不当に利用していると認められるとき

- ISMS適合性評価制度(情報セキュリティマネジメント)
- プライバシーマーク制度

報

- 万円以上に限る。)を履行した実績を有すること(運用保守で複数年契約しているものについて 過去二年以内に公共機関と情報システムの開発又は運用保守に係る業務委託契約(契約額二千 契約締結後一年以上経過しているものを含む。)。
- 10 の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番 札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入 入札参加資格申請場所及び提出期限「宮城県物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入 電話〇二二 - 二一一 - 三三三五)へ平成二十五年六月二十五日(火)午後五時までに申請す
- 入札書の提出場所等

宮

- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わ
- 〒九八○一八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

工事契約班(電話〇二二-二一一-三三三六)

2 入札説明書及び入札参加申請書の交付期限

宮城県出納局契約課

- 午から午後一時までを除く。)とする 平成二十五年六月四日 (火) から同年七月二日 (火) までの午前九時から午後五時まで(正
- 入札書説明書及び入札参加申請書の交付方法 1において配布する。
- 入札参加資格の確認等
- 入札参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、必要書類(2により配布する様

式による。) を持参の上提出し、この業務に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければ

- 入札参加申請書類等の提出期限及び提出場所等
- 平成二十五年七月二日 (火) の午後五時まで

(--)

- 1と同じ。
- 入札参加資格の審査等
- 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を通知する。
- ことができる。 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをする
- なければならない。 二の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を三の1に記載の担当課へ提出し

 (Ξ)

(二)

- 入札書の提出期限及び場所
- 日時 平成二十五年七月十六日 (火) 午後五時まで
- (\Box) 人札書を持参する場合は、7の開札日の日時までとする。 郵送により提出するものとし、配達証明付書留郵便にて提出期限まで到達すること。ただし、
- (\equiv) 提出場所 1と同じ。
- 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 開札の日時及び場所
- (--)日時 平成二十五年七月十七日(水)午前十一時 (午前十時五十分開場
- 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 第一入札室
- 入札に参加することができない者
- 二に定める資格を有しない者

1

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 の特例に関する規則(平成三 入札保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条並びに入札保証金の免除 一十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による
- 財務規則百十三条及び第百十四条の規定による

3

- められる義務を履行しなかった者のした入札は、 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求
- 入札金額の記載方法 契約金額は、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

5

記載すること。 免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書にた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

- 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無
- 契約書作成の要否 覀

9 8 7

- 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Service Required: Provision of devices, installation, configuration and maintenance of a construction-related operations system for the Miyagi Prefectural Government 1 set
- Period of Contract: From the contract conclusion date to December 31, 2018

 Place of Delivery: Miyagi Prefectural Government Office and other locations

宮

ယ

- Deadline for Bids: Tuesday, July 16, 2013, 5:00 p.m
- 5 Contact Information: Construction Contract Section, Government Contract Division,
 Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
 980-8570 Japan Tel.: 022-211-3336
- Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定によ

- 、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。
- なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十五年六月四日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子

晃

子

平成二十五年六月十一日 午前十時三十分

場 所 教育委員会会議室

 $\stackrel{-}{-}$

日

時

三事件

職員の人事について

1

宮城県産業教育審議会委員の人事について

2

高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

、問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話○二二−二一一−三六一一)